

【韓国】 国会改革—国会議員の兼職禁止、議員年金廃止等—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2013年7月2日、韓国国会本会議において、国会議員の「特権」の見直しを目的とした3つの法案が可決された。今後、国会議員の兼職は原則禁止され、議員年金も廃止される。

1 背景と経緯

国会議員の弁護士、大学教授等との兼職や議員年金の受給は「特権」と考えられ、これまでも度々批判の対象とされてきた。国会においても国会改革のための特別委員会を設置する等、見直しに向けた議論が継続してきたが、様々な利害が対立し、大規模な改革に結びつかなかった。しかし、第19代国会議員総選挙（2012年4月実施）及び第18代大統領選挙（2012年12月実施）における支持獲得競争を背景として、与野党双方が相次いで「特権」の見直しを打ち出したことにより、見直しの気運が大きく高まり、2013年3月、国会に見直しを議論するための「政治刷新特別委員会」が新たに設置された。同年6月、同特別委員会は国会議員の兼職の原則禁止、議員年金廃止等を含む意見書を採択し、既に複数の議員から提出されていた見直しのための関連法案の速やかな可決を求めた。同年7月2日、国会本会議において関連3法案（国会法改正法案、大韓民国憲政会育成法改正法案及び国会議員手当等に関する法律改正法案）が可決された。

2 国会議員の兼職及び営利業務の原則禁止

従来の国会法の規定では、国家公務員、地方公務員等、一部の職との兼職を除き、国会議員の兼職が認められていた。法改正により、国会議員は、①国務総理又は国務委員（大臣に相当）、②公益目的の名誉職、③他の法律において国会議員が任命・委嘱されると定められた職、④政党法の規定による政党の職を除き、兼職が禁止された。これら兼職が可能な職以外の職に就いている者が国会議員に当選した場合は、任期開始までに休職又は辞職をしなければならない。ただし、韓国銀行、農協等の役員・職員、大学教授等、一部の職種については必ず辞職しなければならない。改正法は現在の国会議員から適用されるが、改正法の施行時（兼職禁止に関する条項は公布後6か月）に大学教授との兼職を行っている国会議員に限り、休職することが認められた。

また、従来の国会法の規定では、国会議員の営利事業について、当該国会議員の所属する常任委員会と関連のある営利事業でない限り認められていたが、法改正により、営利事業が原則として禁止された。ただし、自らが所有する土地・建物から賃貸収入を得る等、国会議員の職務の遂行に当たり支障がないと認められる営利事業は可能である。それ以外の営利事業を行っていた者が国会議員に当選した場合は、任期開始から6か月以内に当該営利事業を休業又は廃業しなければならない。

3 年老会員支援金(議員年金)の廃止

韓国の「議員年金」とは、国会議員経験者のみに会員資格が与えられている社団法人大韓民国憲政会（以下「憲政会」）が65歳以上の会員に支給する「年老会員支援金」（以下「支援金」）の俗称である。大韓民国憲政会育成法（以下「育成法」）の規定により、その原資には全額国からの補助金が充てられ、事実上の議員年金と見なされていた。現在、支援金の支給額は月120万ウォンである。

今回の育成法改正により、支援金の支給対象が大幅に制限され、将来的に廃止されることが決定した。新たな支給対象は、原則として第18代国会以前（2012年5月29日以前）に国会議員であった65歳以上の会員であって、改正法の施行時点（2014年1月1日）において支援金の支給を受けているものに限られる。

また、これまでは1日でも国会議員であった者、十分な所得又は財産がある者なども支給対象となっていたが、法改正により、国会議員であった期間が1年未満の者、一定の基準以上の所得又は財産がある者などが支給対象から除外された。なお、憲政会の長には、65歳以上の会員の受給資格を毎年1回以上、定期的に調査する義務が課せられる。調査に当たり当該会員の協力が得られず、受給資格を確認することができないときは、当該会員に対して支援金を支給しないとする条項も新設された。

4 国会会議妨害罪の新設

国会における暴力行為の防止は、韓国国会の長年の課題であり、2012年5月、暴力行為発生 of 制度的な要因の1つとされていた議長による議案の職権上程の原則廃止、会議の妨害に対する懲罰の強化等を盛り込んだ改正国会法が公布された（本誌第252-1号（2012年7月刊）参照）。今回の法改正では、国会の会議を妨害した国会議員及びその議員秘書が、さらに厳罰に処されることとなった。

今回、新たに設けられた「国会会議妨害罪」により、国会の会議（本会議、委員会、小委員会、国政監査又は国政調査）を妨害する目的で、会議場又はその付近で暴力行為、公務執行妨害等を行った者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処される。また、暴力行為の結果、他人を負傷させた場合等には、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処される。

国会法に国会会議妨害罪が新設されたことに伴い、国会議員手当等に関する法律（以下「手当法」）も改正された。国会における暴力行為には、国会議員のみならず、議員秘書が動員されることも多い。今回の手当法の改正は、議員秘書が会議妨害に動員され、暴力行為に加担する行為の防止を目的とする。法改正により、議員秘書が国会会議妨害罪により500万ウォン以上の罰金刑を宣告されたときは、自動的に退職処分となる。さらに、刑の確定後5年間は議員秘書への就職を禁止される。

参考文献(インターネット情報は2013年7月17日現在である。)

・「의안정보시스템」 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>